

別表 7-2

融資主体支援タイプ（農業支援サービス事業体）における配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 農作業受託面積の拡大	ア 目標年度までに拡大する農作業受託面積が、以下のいずれかとなっている。	
	a 2ヘクタール以上	1 経営体につき 1 点
	b 4ヘクタール以上	1 経営体につき 2 点
	c 6ヘクタール以上	1 経営体につき 3 点
	d 8ヘクタール以上	1 経営体につき 4 点
	e 10ヘクタール以上	1 経営体につき 5 点
	f 12ヘクタール以上	1 経営体につき 6 点
	g 14ヘクタール以上	1 経営体につき 7 点
	h 16ヘクタール以上	1 経営体につき 8 点
	i 18ヘクタール以上	1 経営体につき 9 点
	j 20ヘクタール以上	1 経営体につき 10 点
	イ 目標年度までの農作業受託面積の拡大率が、以下のいずれかとなっている。	新規参入する農業支援サービス事業体の場合は、以下の区分によらず 10 点を加点する。
	a 5%以上	1 経営体につき 1 点
	b 10%以上	1 経営体につき 2 点
	c 15%以上	1 経営体につき 3 点
	d 20%以上	1 経営体につき 4 点
	e 25%以上	1 経営体につき 5 点

	f 30%以上	1 経営体につき 6 点
	g 35%以上	1 経営体につき 7 点
	h 40%以上	1 経営体につき 8 点
	i 45%以上	1 経営体につき 9 点
	j 50%以上	1 経営体につき 10 点
② 受託可能な農作業の種類	以下のいずれかの取組に該当している。	
	a 2種類の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	1 経営体につき 5 点
	b 3種類の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	1 経営体につき 10 点
	c 4種類以上の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	1 経営体につき 15 点
③ 集約化等への誘導	農業者が委託する農地について、集約化や面積の拡大、委託する農作業の種類の拡大を促す料金設定等の工夫がある。	1 経営体につき 5 点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として農業支援サービス事業体の取組全体を対象として算定するものとする。

- 2 「②受託可能な農作業の種類」の対象となる農作業は、1. 耕起・代かき（整地）、2. 田植又は播種（定植）、3. 病虫害防除、4. 施肥（他作業と併せて行う場合を除く。）、5. 除草、6. 収穫等とする。